南山大学大学院 入学試験問題集

法務研究科

2024年度



目 次

≪小論文≫

	1

≪法律科目試験≫

民法	
憲法	
商法	
刑法	

(2023年7月9日実施) 試験科目:小論文 配点:150点

(問題紙)

問題 以下の文章を読み、[設問1]および[設問2]に答えなさい。

2021年1月6日、民主主義を象徴する「あの」アメリカで起きた連邦議会襲撃は、世界中の人々が目を疑 うような事件であった。2020年アメリカ大統領選挙において「選挙不正」を訴えるトランプ前大統領に共鳴 した支持者たちが、バイデン大統領の就任を阻止せんと連邦議会を襲撃、死者を出すほどの暴力的な事態にま で発展したのである。何よりも、この事件が世界中を震撼させた理由は、すでに多くのメディアが報じている ように、事件の首謀者たちが「Qアノン(QAnon)」と呼ばれる陰謀論を妄信していた点にある。

「Qアノン」は、2018年ごろから(主にアメリカ国内における)インタビュー上で広まった陰謀論の総称である。Qアノンにはさまざまな陰謀論が含まれるが、それらの陰謀論の最大の特徴は、「ディープステート(deep state)」と呼ばれる闇の秘密結社の暗躍がすべての「元凶」であると指摘する点にある。ディープステートを構成するメンバーは、バラク・オバマ元大統領やヒラリー・クリントン^(*)、あるいは熱心な民主党支持者として有名な歌手のテイラー・スウィフトなど、いわゆるアメリカ内のリベラル系有名人だとされ、さらに、ディープステートのメンバーは悪魔崇拝者や小児性愛者であり、「裏では」国際的な幼児等の人身売買に深く関わっているという主張も拡散された。

これらは Q アノン陰謀論のごく一部の主張であるが、実に荒唐無稽でバカバカしいと考える人のほうが多 いだろう。ところが、驚くべきことに、少なくないアメリカ人がこうした陰謀論を支持し、さらに議会襲撃ま で引き起こしたのだから、「ただの陰謀論を真面目に考えるなんてバカバカしい」と笑って片づけるわけにも いかない。

<u>なぜ、多くの人がこうした荒唐無稽とも思える陰謀論を信じるのだろうか。</u>この古くて新しい謎を解く前に、 まずは、陰謀論の持つ厄介な性質を確認しておきたい。世の中にはさまざまな陰謀論的な言説があるが、概し て、「一般人は決して触れることのない秘密の集団の企みによって政治/社会的決定がなされている」と考え る点で共通している。陰謀論を信じる人たちにとって、テレビや大手新聞などで報じられる情報は、一部の利 益享受者のために「それっぽく」こじつけられたものに過ぎない。それに対して、陰謀論は、一般の人々は決 して確認することができないところに「根本的な原因」を見出す傾向がある。

このように、陰謀論を信じる人たちは、ある現象の根本的な原因は社会的に隠されていると考えるため、い くらジャーナリストの取材や科学的な検証にもとづいて反論したところでさほど意味をなさない。結局のとこ ろ、陰謀論を陰謀論たらしめているのは、客観的なロジックや事実ではなく、個人ないし同じ考えを持つ者同 士の主観的な認識であって、あるテレビ番組の言葉を借りれば、「信じるか信じないかはあなた次第」という ことになる。

もっとも、厄介な性質を有する陰謀論であっても、それが同質的な意見を持つコミュニティの中で「管理」 されている限り、大した問題にはならないことのほうが多い。実際に、これまでも数多くの陰謀論が見られた が、それらは、あくまでごく一部のコミュニティで自己消費的に用いられてきた。しかし、陰謀論が一部のコ ミュニティから外に出て、特定の(政治的)目的にもとづいて戦略的に用いられる場合、大きな社会問題とな りうる。無論、陰謀論が多くの人の目に触れるようになったとしても、「そんなのは単なる怪しい話に過ぎな い」と考える人が大半だろう。しかし同時に、それを事実であると受け入れてしまう人が増え続ければ、人々 のコミュニケーションの連鎖の中で、多くの人に受け入れられやすい内容に陰謀論自体が変化し、何らかのき っかけで社会に爆発的に蔓延する可能性も十分考えられる。

(2023年7月9日実施) 試験科目:小論文 配点:150点

こうした陰謀論の性質を考えれば、Qアノン陰謀論が議会襲撃事件を引き起こすほどに影響力を持つように なったのも単なる偶然ではなく、一定のメカニズムがあるとわかる。実際、Qアノン陰謀論も2018年ごろに は、ごく一部のトランピアン(強固なトランプ支持者)の「内輪話」だったはずが、中間選挙〜大統領選をきっ かけにして、たった1、2年のうちに全米中のトランプ支持者にまで伝播したのである。Qアノン陰謀論が、 攻撃するリベラル系政治家や著名人を「闇の勢力」とひとまとめにするのも、もっぱら多くのトランプ支持を 獲得するために単純化した言説であり、リベラルへの思想的対抗という意味はほとんど持っていない。

幸い、日本では今のところ、政治的な暴力事件に発展するほどに陰謀論が問題化しているわけではない。少 なくとも、この種の「ザ・陰謀論」を展開する友人・知人がいたら、多くの人は「頭を冷やせ」と議めるか無 視するかであって、それに同調する人は少ないだろう。「普通」に生活を送る中で得られる種々の情報につい て、「誰かに操作されているかもしれない」などと警戒感を持つ日本人はごく少数だろう。

しかし、だからといって、日本の社会が陰謀論とまったく無縁だと言うわけではない。たとえば、以前はご く一部の人々のあいだでしか話題にならなかった在日コリアンや一部リベラル政治家に関する陰謀論が、「真 実はネット上にしかない」といった触れ込みとともにソーシャルメディアやまとめサイトなどを通じて急速に 広まっている。インターネット上で排外主義的な発言を繰り返す、いわゆる「ネット右翼」と呼ばれる人々に よる言説が典型的である。また、右派的陰謀論に比べて取り上げられる機会は少ないものの、左派やリベラル 派の人々においても、原発問題や日本会議などに関する陰謀論が広がった例が見られる。その上、この種の陰 謀論を堂々と拡散したり、自身の主張に引用したりする政治家まで存在する。

このように、日本でも、いつ爆発的に広がっても不思議ではない「火種」となる陰謀論が数多く見られる。 アメリカの様子からもわかるように、陰謀論は、どこからともなく現れては多くの人々に受容されやすいよう に変化しながら、インターネット空間を含む水面下でゆっくりと、しかし着実に人々の心の中に入り込んでい く。そして、散発的に広まる陰謀論を統合する政治家――トランプと Q アノンの関係のような――が現れる 可能性を考えたとき、アメリカの事件は日本にとっても決して「対岸の火事」とは言えないだろう。

*ヒラリー・クリントン:2008年、民主党予備選挙でバラク・オバマと争った後、オバマ政権下で国務長官を務め、また、 2016年、民主党大統領候補者として、当時共和党大統領候補者であったドナルド・トランプと争った民主党所属の政治 家、弁護士。

(出典:泰正樹『陰謀論』、中公新書、2022年、i~v頁。一部改変。)

- 【
 設問1】 下線部について、「荒唐無稽とも思える陰謀論」を信じてしまう理由やメカニズムを、筆者はどの ように考えているか、説明しなさい。(300 字程度)
- 【**設間2**】 「荒唐無稽とも思える陰謀論」が蔓延しないようするためには、具体的にいかなる対策があるだろうか(複数でも可)。その対策に伴う問題にも留意しながら検討しなさい。(700字程度)

(この問題は、法律学の知識を問うものではありませんので、法令、判例、学説等に言及する必要はありません。)

(2023年10月8日実施) 試験科目:小論文

配点:150点

(問題紙)

問題 以下の文章を読み、[設問1] および [設問2] に答えなさい。

公立であっても私学であっても、学校の運営や経営ありきの共学化というケースが実際は多くあるわけだ。 その選択自体は否定されるべきではない。しかしそこで、「男女共同参画社会では共学であることがあたりま え」や「学校は社会の縮図であるから、学校の中にも男女がいるべき」と言われれば、「ちょっと待ってほし い」となる。

手元に『共学化問題の記録』という非売品の書籍がある。埼玉県立浦和第一女子高等学校(浦和一女)PTA がまとめたものだ。そこには2001年に降って湧いた、埼玉県での公立高校一律共学化に関する論争の一部始 終が、事細かに記されている。

男女共同参画基本法や埼玉県の男女共同参画推進条例に照らし合わせて、男女別学校は「違反」であり、県 立高校をすみやかに共学化せよという「苦情」が県に寄せられ、県もそれに応える形で「高校生活3年間を一 方の性に限ることは、人格形成からも、また男女共同参画社会づくりの視点からも問題である。高校生という 多感な時期に、異性と真剣に向き合い共に協力し合って問題を解決していく体験こそ重要である。公立の高校 として、男女の性差にとらわれることなく、個人の能力・個性を発揮していくため、男女別学校の共学化を早 期に実現する必要がある」という主旨の勧告を出した。

「男女共同参画社会の実現のためには学校が共学であるほうが有効である」ということを証明する研究結果 があることを少なくとも私は知らない。一方で、戦後ほとんどの学校が共学化したにもかかわらず、いまだこ の国のジェンダー・ギャップが大きいことは紛れもない事実である。

埼玉県の場合、2年間におよぶ論争の末、県立高校の一律共学化は回避された。

(中略)

女性にとって最適な教育とは何かを考えたとき、単純に女子校と男子校を併合することがいいことなのかと いう疑問もある。この点については、新渡戸文化短期大学の尾崎博美氏が、「GEMC ジャーナル no.1」(2009 年3月発行)の中で、「男女共学・男女別学をめぐる議論の課題と展望」として、いくつかの端的な指摘をし ているので、引用する。尾崎氏は、教育目的や方法、カリキュラムを考慮しない、やみくもな共学化の危険性 を指摘したうえで、次のように述べている。

こうした事態は、「男女同権」という政治的側面からのみ「男女共学」が要請される場合にも起こ りうるであろうし、単なる「学生集め」のための要請の場合にはなおさらその危険性が高いと言わざ るをえない。

(男女共学・別学をめぐる議論は、)男女共学と男女別学のどちらがよりふさわしいかという論争に 決着をつけるためのものではない。そうではなく、男女共学・別学を教育学上の論点にすることによ って、①教育という営みにおける「ジェンダー」のもつ機能や効果を明らかにすること、②教育にお いて自明とされてきた人間観、職業観などを構築し直すことを目指すものである。このとき、「ジェ ンダー」は「男女同権」という政治的文脈だけではなく、男女両性にとってよりよい教育を構築する ための1つの視点(ないしはカテゴリー)となる。

(中略)

(2023年10月8日実施)	試験科目:小論文	配点:150点
----------------	----------	---------

しかも海外での調査によれば、男女別学校のほうがむしろジェンダー・フリーである、つまり男女の性的役 割についての既成概念にとらわれにくい環境であるという研究結果があるくらいだ。

2002年には、イギリスの国立教育調査財団(The National Foundation for Educational Research)が計 2954 もの高校を調査した結果、女子校の生徒ほど、高等数学や物理など、一般的には女性的ではないと見な されがちな教科を選択する確率が高いことがわかった。調査に関わった研究者たちは、「女子校では、女性ら しい教科や男性らしい教科という固定概念にとらわれにくい」と結論づけている。

その裏付けといってもいいだろう。2005年、イギリスのケンブリッジ大学は教育における性差に関する研 究調査の結果を発表した。男女の学力差を埋めつつ男女それぞれの学力を上げるための教育施策を模索するな か、たどりついた結論の1つに男女別学化があった。男女別学化することで、男子生徒は英語や外国語で、女 子生徒は数学と化学で、それぞれ明らかな効果が見られたのだ。一般に、男子は語学が苦手、女子は理数系が 苦手というのが世界共通の傾向である。しかし、その常識を打ち破るヒントが男女別学教育にあるらしいとい うことがわかった。

なぜこのようなことが起こるのか。「学校は社会の縮図であるべき」という思想のなかにそもそもの矛盾が ある。学校が社会の縮図であるとすれば、現在の社会にある「男女不平等な既成概念」がそのまま学校という 空間にも持ち込まれることになる。既成の性的役割に照らし合わせ、女性は女性らしく、男性は男性らしくあ れという暗黙のメッセージが教室に入り込む。「男性は理数系が得意で、女性は語学や芸術系が得意である」 という固定概念が、生徒たちの志向に「ジェンダー・バイアス」をかけるのだ。

これは「共学のパラドクス」である。その点、女子校や男子校には性差が存在しない。よって日常生活のな かにジェンダー・バイアスが入り込む余地がない。

日本では、千葉大学教育学部教授の明石要一氏が、東京都の女子校である鷗友の教員たちを対象に、意識調 査を行った。すると、鷗友の教員たちには、世の中の一般的に見られるような「女だから、男だから」という ジェンダー・バイアスがほとんどないことがわかった。「採用の時点で偏ったジェンダー・バイアスをもたな い教員が選ばれているのか、もしくは、もともと偏ったジェンダー・バイアスのない学校文化のなかで、教員 たちにもその価値観が浸透したのか、どちらかとしか考えられない」と明石氏は分析している。さらに、「女 子校では共学校の女子よりも理系に進む子が多いと聞くのも合点がいく。女子校の良さを出せば、男女の違い にとらわれないバランスのいい教育ができることを示唆している」と明石氏は言う。

(出典:おおたとしまさ『新・女子校という選択』、日本経済新聞社、2019年、33~38頁。一部改変。)

[設問1] 下線部のように筆者が考えている理由をまとめなさい。(400 字程度)

【設問2】世界経済フォーラムが発表している「ジェンダー・ギャップ指数 2022」によれば、日本(総合スコア 0.650。0 が完全不平等、1 が完全平等)は調査対象国 146 カ国中 116 位と、世界的に見てジェンダー・ギャップが大きい国である。このような状況を改善するためにわが国はどのような対策を採るべきか、論じなさい。(600 字程度)

(この問題は、法律学の知識を問うものではありませんので、法令、判例、学説等に言及する必要はありません。)

(2024年2月25日実施) 試験科目:小論文

配点:100点

(問題紙)

問題 以下の文章を読み、[設問1] および [設問2] に答えなさい。

医療の社会化が最初に行われたときのことである。すべての医療サービスに対する支払いは国家が行ない、 誰でも、いつでも無料で医者にかかることができた。まず起こったのは、人びとが医者にかかる頻度が大幅に 増えたことであった。次いで膨大な数の苦情が出てきた。医者は患者の来診に圧倒されていると感じ、症状の 曖昧な人、あるいははっきりした症状のない人が大勢おしかけていると宣言した。このために、医療サービス は誰にとっても混雑したものとなり、医療サービスの公費利用者の間に不満が広まった。言いかえれば、人び とは個人として状況の吟味をし、実際に彼らが医療サービスを必要としなかったとしても、またこのことが診 療所の混雑を招き誰もが迷惑するようなことになったとしても、無料医療サービスを個人的に最大限に利用し ようと決心したのである。

そのうち、医療制度を管理していた人たちはひとつの解決策を思いついた。1回の通院ごとに少額の料金、 つまり1ドル相当を徴収することにしたのである。医者にかかる患者の数は大幅に減少し、医者は、病状を訴 えてくる人たちの数が正常な範囲に戻っていると感じた。なぜこのようなことが起こったのか。基本的な変化 は、もはやただ乗り状況はなくなったということである。人々は今や自分たちが医療サービスを受ければ支払 いをするという、正常な状況に戻ったことを感じ、したがって、自分たちが医者にかかる費用を負担するほど 具合が悪いのかどうかを計算しはじめたのである。

(中略)何かが「ただ」であるかないかは、現実の費用の問題以上の問題であることがわかる。厳密に実際 的な観点からすれば、課せられた料金はごくわずかなものであり、本当に病気の人ならまず誰でも、この代金 ならば医療サービスを安いと考えるはずである。事実はむしろ次のようであったと考えられる。すなわち、も し集合体が何かを提供する際に、人びとに対して、他の人びとがそれを利用する権利を妨げないようにする責 任をまったく負わせないなら、ただ乗りの誘惑は一般にほとんどの人にとって抗しがたいものだということで ある(中略)。国家が医療サービスを完全に無料で提供しているかぎり、誰も浪費するのにためらいを覚える ことはなかった。だが、名目的なものにせよ料金を払わなければならなくなるや否や、彼らはもはやこの「た だでいただけるものはいただく、他の人たちなど、どうでもよい」式の態度はとらなくなったのだと思われる。

このことは<u>貨幣の象徴的性格</u>のについて何かを語っているとさえ言える。経済的交換に関するかぎり、2つ 3つのコインの価値は小さなものである。しかし、にもかかわらず、このしるし程度のものが、「無料」と「有 料」の違いをつくりだし、そしてこの違いが社会関係に対するまったく異なった接近法を誘発するのである。 実際、貨幣は、この意味で、われわれが思っているよりはるかに象徴的なものかもしれない。節約することの 価値は、客観的に見れば、多くの場合、たいした結果にはならない。たとえば、スーパーマーケットで缶詰の 値段の1セント、2セントの単位の差をつぶさに調べてみたところで、節約できるものは普通ごくわずかであ る。とくに、レストランや映画に行って、節約した額よりはるかに多額の金を使ってしまう場合を考えるとそ うである。皮肉なことだが、人びとにとって、家や新車を買うといった大きなこと――それは、スーパーマー ケットで何年もかかって節約しうるものを台無しにしてしまうような買い物である――よりも、小さなことで 節約する方がやさしいのである。しかし社会的観点からすれば、この種の小さな節約は理解しえないことでは ない。大きな買い物よりも小さな買い物をする回数ははるかに多いから、非常に高価なものに関する1回の買 い物の場合よりも、小さな買い物の場合の方が上手な買い物をしていると感じる機会がずっと多いのである。

(2024年2月25日実施) 試験科目:小論文

配点:100点

<u>多くのことについてそうであるように、重要なのは、私たちの手にする実際の利益の客観的な価値よりも、</u> 世界についての私たちの主観的な感情である。²⁰ 私たちが計算するとしても、それは、象徴的な計算にすぎず、 計算することはよいことだという、計算を離れた感情を示しているだけなのかもしれない。

(出典:ランドル・コリンズ『脱常識の社会学――社会の読み方入門(第2版)』井上俊・磯部卓三訳、

岩波書店、2013年、24~27頁。一部改変。)

[原典]Sociological Insight - An Introduction to Nonobvious Sociology by Randall Collins, Oxford University Press, 1982, Reproduced with permission of The Licensor through PLSclear.

[設問1] 下線部①の意味を本文に即して説明しなさい。(300 字程度)

[**股間2**] 下線部②の主張について、本文で挙げられている以外の具体的な出来事や事例に触れながら、あなたの意見を述べなさい。(700 字程度)

(この問題は、法律学の知識を問うものではありませんので、法令、判例、学説等に言及する必要はありません。)

(2023年7月8日実施) 試験科目:法律科目試験・民法 配点:200点

(問題紙)

以下のⅠおよびⅡに解答しなさい。

*設問には、現行法に基づいて解答すること。

*解答の順序は問わないが、大問番号(IまたはⅡ)および設問番号を明記すること。

* 解答紙は、大問ごとに分けて用いること。(解答紙が不足する場合は、監督者に申し出て、解答紙を追加し てください。)

I 以下の文章を読んで、[設問 1] および [設問 2] に答えなさい。(なお、各設問はそれぞれ独立している。)

Aは、複数の不動産を所有しており、これらの不動産の賃貸および管理を数年前からBに任せてきたが、徐々 にBの仕事ぶりに不満を感じるようになった。そこで、Aは、Bとの話し合いの末、2022年12月末限りでAB 間の委任契約(以下、「本件委任契約」という。)を解消した。その当時、Bは本件委任契約の解消について表 立って抗議をすることはなかった。

ところが、本件委任契約の解消に不満を覚えたBは、Aに一泡吹かせてやろうと考え、2023年6月、「Aは、 Bに甲土地の売却に関する一切を委ねる」旨の委任状(以下、「本件委任状」という。)を偽造し、A所有の甲 土地を隣地の所有者であるCに売却してしまった。甲土地は、Bが賃貸・管理をしてきた不動産の一つであっ たため、Bは、甲土地の見廻りの際などにCと世間話をする関係にあった。そのため、Cは、BがAから不動 産の賃貸・管理を任されていると認識していたが、2022年末にAB間で本件委任契約の解消があったことや、 本件委任状が偽造されたことは知らなかった。なお、甲土地の市場価格は 3000万円であるが、BがCに「A が売り急いでいるので値引きできる」などと述べて交渉した結果、代金は 2500万円とされた。

[設問1] Cは、Aに対して、2500万円の代金支払いと引き換えに、甲不動産の明渡しおよび登記の移転を 請求することができるか。

[設問 2] Cは、Bに対して、どのような責任を追及することができるか。

Ⅱ 以下の文章を読んで、[設問1]および[設問2]に答えなさい。

Xは、妻子がありながら、2020年頃から Yと愛人関係にあった。Xは、近いうちに妻とは離婚し、結婚する つもりであることを Yに告げ、Yが働いていた美容室をやめさせた。

2021年4月、Xは、Yとの愛人関係の継続を目的として、Yが居住しながら美容室を営むことができるよう に、自己所有の土地に建物(以下、「本件建物」という。)を建築し、未登記のままYに贈与した。同年8月以 降、Xは、本件建物にYを住まわせて美容室を営ませながら、ときおりYを訪ね、愛人関係を継続していた。 ところが、2022年後半頃から、XYの関係は不和となっていた。

(2023年7月8日実施) 試験科目:法律科目試験・民法 配点:200点

X は、Y に対して、所有権に基づいて本件建物の明渡しを求めた。また、X は、本件建物につき、自己に有利になるように、自己名義の所有権保存登記を経由した。

[設問1] Xの明渡請求に対して、Yはどのような反論をすることができるか。

[設問2] 最終的に、本件建物の所有権は X、Y のどちらにあると考えられるか。

以上

(2023年10月7日実施) 試験科目:法律科目試験・民法 配点:200点

(問題紙)

以下のIおよびIIに解答しなさい。

*設問には、現行法に基づいて解答すること。

*解答の順序は問わないが、大問番号(IまたはⅡ)を明記すること。

*解答紙は、大問ごとに分けて用いること。(解答紙が不足する場合は、監督者に申し出て、解答紙を追加し てください。)

I 以下の文章を読んで、[設問] に答えなさい。

A は中小企業であり、B 銀行から 5000 万円の運転資金の融資を受けるために、連帯保証人になってもらうこ とを C 信用保証協会に頼んだ。その当時、政府は、企業において暴力団を始めとする反社会的勢力との関係を 遮断する指針を策定し、これを受けて、金融庁および中小企業庁は反社会勢力との関係を遮断するよう金融機 関および信用保証協会に監督指針を出していた。B および C は監督指針に従い、A の経営者らが反社会勢力で あるかどうかについて審査し、該当しないという結論を得たあと、C は B との間に上記 A の 5000 万円の債務 について保証契約(以下、「本件保証契約」という。)を締結した。

ところが、本件保証契約が締結された2年後、Aの代表取締役であるDが、本件保証契約締結当時に暴力団 員であったことが判明した。本件保証契約には、保証契約締結後に主債務者が反社会勢力であることが判明し た場合の取り扱いについての定めは置かれていなかった。

履行期が到来したが、A が破産したため、B は本件保証契約に基づき、C に対して保証債務の履行を請求した。

【設問】 Bの履行請求に対して、Cはどのような主張をすることができるかについて、その可否を含めて検 討しなさい。

II 以下の文章を読んで、[設間] に答えなさい。

Aは、その所有する土地(以下、「本件土地」という。)について、Bとの間で売買契約(以下、「本件契約」 という。)を締結した。しかし、Aは、その後まもなく死亡し、Aの子であるXおよびYがAを共同で相続した。

本件契約について、履行期になったにもかかわらず、代金の支払も所有権移転登記もなされていなかったと ころ、Bは、XとYに対して、代金全額を支払うので、本件土地の所有権移転登記手続きに必要な委任状・印 鑑証明書等を交付するように求めた。Xは、Bのこの求めに応じたが、Yはこれに応じなかったため、所有権 移転登記をすることができない状態となっている。

そこで、X が自己の2分の1の持分について所有権移転登記手続きをするかわりに代金の2分の1を支払っ てほしいとBに提案したが、B はこれに応じなかった。もっとも、B は、代金全額を用意していて、本件土地

(2023年10月7日実施) 試験科目:法律科目試験・民法 配点:200点

の全部について所有権移転登記手続きをしてもらえさえすれば、ただちに代金を支払うことができる旨を X に伝えている。

[設問] 本件契約による所有権移転登記手続きについて Y の協力が得られない場合に、X が Y に対してとり うる法的手段について検討しなさい。

以上

(2024年2月24日実施) 試験科目:法律科目試験・民法 配点:200点

(問題紙)

以下のIおよびIIに解答しなさい。

*設問には、現行法に基づいて解答すること。

*解答の順序は問わないが、大問番号(IまたはⅡ)および設問番号を明記すること。

* 解答紙は、大問ごとに分けて用いること。(解答紙が不足する場合は、監督者に申し出て、解答紙を追加し てください。)

I 以下の文章を読んで、[設問] に答えなさい。

2021年4月、A社は事業の資金を得るため、返済期限を2年後として、Xから5000万円を借りた。この担保として、Aは、自己所有の建物甲(評価額1億円)について、Xのために抵当権を設定し、その旨を登記した。

2023年1月、経営が悪化してきていたAは、抵当権が実行されることを避けるため、Yに対し、期間5年、 敷金1億円、相場を著しく下回る賃料月額50万円の条件で甲を賃貸し、Yに引き渡した。Yは、Aの役員であ り、Aの系列会社の重役でもあった。

同年4月、AはXに対して5000万円を弁済することができなかった。Xは甲について抵当権の実行として競売を申し立てたが、Yの存在が原因となり、結局買受人は現れなかった。

【説問】 Xは、甲について再度抵当権の実行をしようと考えている。Xは、Yに対し、どのような請求をす ることが考えられるか。その可否も含め検討しなさい。

II 以下の文章を読んで、[設問 1] および [設問 2] に答えなさい。(なお、各設問はそれぞれ独立している。)

アクセサリー作家のAは、自己の作品のネット販売をBに任せており、Aの作品を常時200点ほどBの自宅 で保管させている。このようなAB間の契約(以下、「本件契約」という。)に関して作成された契約書には、 ①毎月の販売個数の上限は80個とし、各作品の販売価格はAが設定した参考価格を下回らない限りBが自由 に設定して良いこと、②作品の売上額の40%をBに対する報酬とすること(報酬には販売のための諸費用も含 むものとすること)、③売上個数や売上額などの実績に関しては、毎月、BがAに定期的に報告すること、④ 売上金のうちのAの取り分(報酬を除いた60%に相当する金額)は半年分ずつまとめて年に2回(6月末と12 月末に)、BがAの自宅に現金で持参すること、といった条項が明記されていた。Bの尽力もあってAの作品の 売れ行きは好調で、2022年の下半期の売上は300万円、2023年上半期の売上は350万円で、2023年下半期以 降も同程度の売上げが見込まれていた。

ところが、個人的に行ってきた投資に失敗した B は、その損失を取り戻すために、2023 年 11 月初めから 12 月半ばにかけて、A から預かっていた作品の在庫一切を A が設定した参考価格を下回る価格で売却して得た売 上金 110 万円と、2023 年 7 月~11 月分の売上金 290 万円とを、すべて自己の投資に使ってしまった。

(2024年2月24日実施) 試験科目:法律科目試験・民法 配点:200点

- [設問 1] Bは、Aに対してどのような責任を負っているか。本件契約の性質を明確にした上で、説明しな さい。
- [設問 2] 上の文章の事情に加えて、次のような2つの事情があった場合、Aは、Bとの本件契約を解除す ることができるか、論じなさい。
 - ・本件契約に関して作成された契約書には、「⑤ Bが①~④を守る限り、Aに引き渡す前の売上金 を投資に使うことができる。」とする条項が追加されていた。
 - ・Bは、幸いにも投資に成功して損失を取り戻せたので、2023年12月末、2023年下半期のAの取 り分を不足なく現金で渡すことができた。また、仮に、Aの設定した参考価格で在庫を売り捌い た場合は、160万円の売上額になったと考えられるところ、Bには160万円を支払うことのでき る経済的余裕がある。

以上

(2023年7月8日実施) 試験科目:法律科目試験・憲法 配点:100点

(問題紙)

以下の文章 (フィクション)を読み、【設問】に答えなさい。

A県憲法を守る会(以下「X」という。)は、Y市長の管理に属するY市庁舎前広場(以下「本件広場」という。)において「憲法施行○○周年集会」(以下「本件集会」という。)を開催するため、Y市庁舎等管理規則(以下「本件規則」という。)6条1項所定の許可を申請した。

本件広場は、Y市の本庁舎に係る建物の敷地の一部であり、当該建物のすぐ西側に位置している。また、本 件広場は、壁や塀で囲われていない平らな広場であり、屋外ステージ屋根、移動式ステージを備えた人工芝の 広場となっている。広場西側には「いこいの広場」との銘板が道路に向けて設置されており、Y市のホームペ ージにおいて、本件広場は「中心部の『にぎわいづくり』の空間」として、「市内中心部のまちの魅力を高め ていく」ものとして位置づけられている。

本件広場においては、クリスマスマーケットや平和運動行進の出発式など、本件規則6条1項所定の許可 がされた上で様々な催し物が開かれている。X自身も、以前に、本件規則5条12号(以下、「本件規定」と いう。)に該当する行為をしないことを前提として同項所定の許可を受けた上で、本件広場において、本件集 会と同様の規模、態様により、いわゆる護憲集会を開催している。

Xは、2023年△月□日、憲法(特に9条)を守るなどの目的で本件広場において本件集会を開催するため に、本件規則6条1項所定の許可を申請したところ、Y市長は、本件規定に該当するとして、不許可処分(以 下、「本件処分」という。)をした。

Y市庁舎等管理規則

- 1条 庁舎等の管理に関し必要な事項を定めることにより、庁舎等の保全及び秩序の維持を図り、もって公務の円滑な遂行に 資することをその目的とする
- 2条 本件規則において「庁舎等」とは、Y市の事務又は事業の用に供する建物及びその附属施設並びにこれらの敷地(直接 公共の用に供するものを除く。)で、Y市長の管理に属するものをいう。
- 5条 何人も、庁舎等において、同条各号に掲げる行為をしてはならない。

- 2号 拡声器を使用する等けん騒な状態を作り出す行為
- 3号 旗、のぼり、プラカード、立看板等を持ち込む行為
-
- 12号 特定の政策、主義又は意見に賛成し、又は反対する目的で個人又は団体で威力又は気勢を他に示す等の示威行為(「本 件規定」)

14号 同条1号から13号までに掲げるもののほか、庁舎管理者が庁舎等の管理上支障があると認める行為

6条

1項 庁舎管理者は、本件規則5条1号から7号までに掲げる行為について、Y市の事務又は事業に密接に関連する等特別な理由があり、かつ、庁舎等の管理上特に支障がないと認めるときは、当該行為を許可することができる。

.....

^{••••••}

(2023年7月8日実施)	試験科目:法律科目試験·	憲法	配点:100点
---------------	--------------	----	---------

4項 上記許可を受けようとする者は、あらかじめ所定の様式による申請書を提出しなければならない。

【設問】

Xは、本件処分を憲法違反だと考えている。Xはどのような憲法上の主張をするかを論じなさい。

(2023年10月7日実施) 試験科目:法律科目試験・憲法 配点:100点

(問題紙)

以下の文章(フィクション)を読み、【設問】に答えなさい。

原告 X (愛知県 T 市)は、T 市営住宅条例(以下、「本件条例」という。)46 条 1 項柱書において、「市長は、 入居者が次の各号のいずれかに該当する場合において、当該入居者に対し、当該市営住宅の明渡しを請求する ことができる。」と規定し、同項6号には「暴力団員であることが判明したとき(同居者が該当する場合を含 む。)」と規定されていた(以下、同項柱書及び同項6号の規定のうち、入居者等が暴力団員であることが判明 した場合に、市営住宅の明渡しを請求することができる旨定める部分を「本件規定」という。)。なお、本件条 例において、「暴力団員」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(略称「暴力団対策法」) に規定する暴力団員をいう。」と定義されている。

本件被告Yは、本件条例に基づき、2020年4月に市営住宅に入居した。その際、Yは、「名義人又はその 同居者が暴力団員であることが判明したときは、ただちに住宅を明け渡します。」と記載した誓約書にサイン し、Xに提出していた。

X は、2020年10月、愛知県警察からの連絡によって、Y が指定暴力団 A 組に所属する暴力団員であることを知った。そこで X は、Y に対して、本件規定に基づき市営住宅の明渡しを請求した。

設問

あなたが被告Yの訴訟代理人となった場合、どのような憲法上の主張を行うか、論じなさい。

(2024年2月24日実施) 試験科目:法律科目試験·憲法 配点:100点

(問題紙)

以下の文章(フィクション)を読み、【設問】に答えなさい。

Xは、宗教上の信念から、いかなる場合にも輸血を受けることは拒否するという固い意思を有していた。X は、近所の病院で悪性の肝臓血管腫と診断され、手術を勧められたため、輸血をせずに手術をした例があると して知られていた Y 県立 A 病院に入院した。

A病院では、外科手術を受ける患者が宗教上の信念から輸血を拒否する場合、できる限り輸血をしないもの の、輸血以外には救命手段がない事態に至ったときは、患者の諾否にかかわらず輸血する、という方針を採用 していた。

Xは、A病院で肝臓の腫瘍を摘出する手術を受けるにあたって、いかなる理由があっても輸血を受けること ができない旨を署名付きの書面で伝えた。A病院は、Xの手術の際に輸血を必要とする事態が生ずる可能性が あることを認識していたものの、X に対して上述の方針を伝えれば X は手術を受けないと考え、伝えなかっ た。X の腫瘍を摘出する手術をした際に大量に出血したため、A 病院側は、輸血をしない限り X を救うこと ができない可能性が高いと判断して輸血をした。

手術後に自身が輸血をされたことを知った X は、A 病院を設置・運営する Y 県に対して、提訴することを 考えている。

【設問】

あなたが X の弁護人であった場合、憲法上の論点についてどのような主張をするかを述べなさい。

(2023年7月8日実施) 試験科目:法律科目試験・商法

(問題紙)

以下の文章を読み、設問に答えなさい。

P株式会社(以下「P社」という)は、取締役会設置会社であり、監査役設置会社である。また、P社は、 種類株式発行会社ではなく、定款に株券を発行する旨の定めがある。また、P社の事業年度は、毎年4月1日 から翌年3月末日までの年1期とする。

P 社の定款には、「<u>当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主</u> をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする」旨の定めが あるが、「当会社の発行する株式の譲渡による取得については、取締役会の承認を受けなければならない」旨 の定めはない。

P社の株式を1万株所有するAは、2023年1月20日に同株式をBに譲渡し、Bに株券が同日に交付された。 Bは、名義書換を失念したため、2023年3月31日におけるP社の株主名簿には、Aが1万株の株主として記載されている。

P社は、AがP社の株主であることを争い、2023年6月に開催された定時株主総会(以下「本件株主総会」 という)の招集通知をAに対し行わず、Aに議決権行使をさせなかった。

設問1

株券が発行されている会社における株主名簿への名義の記載の効力を説明しなさい。

設問2

下線部の制度を何と呼ぶか。また、このような定款記載がある会社において、譲受人が当該日に名義書換未 了であるとき、当該日の株主名簿上の名義人を権利を行使できる株主として取り扱わないことができるか。

設問3

P社は、2023年5月1日、新たに株式を発行した。同日に当該株式を取得したCに本件株主総会において議 決権を行使させることはできるか。

設問4

Aは、2023年7月、株主総会決議取消しの訴えを提起した。この訴えは認められるか。

(2023年10月7日実施) 試験科目:法律科目試験・商法

配点:100点

(問題紙)

以下の文章を読み、設問に答えなさい。

甲株式会社(以下、甲社とする)は、会社法上の公開会社ではない取締役会設置会社である。甲社の取締役 は、甲社創業家のAおよびB、ならびに甲社の使用人から昇格したCである。甲社の総株主の議決権のうち Aが66%、Bが30%、残りを甲社創業家一族の者が持っている。Cは甲社株主ではない。

Cは令和2年5月28日に株主総会で選任され、常勤取締役として月額40万円の役員報酬を受け取っていた。甲社の定款には取締役の報酬に関する定めはなく、株主総会で個別の報酬を決定してきた。また取締役の 任期は「選任後5年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで」と定款 で定められていた。

令和4年1月に発覚したCとは無関係の不祥事をきっかけに、CはAおよびBとの間で意見が対立するようになった。

設問 次の(1)および(2)の場合において、Cは甲社に対し、令和7年5月末の定時株主総会終結の時までの 役員報酬の支払請求が認められるか否か、それぞれ検討しなさい。

- (1) 取締役会において A および B が結託し、C を非常勤取締役とした上で、C の報酬を任期途中の令和 4 年2月から0円に減額した。
- (2) 令和4年5月、定時株主総会決議において、取締役の任期に関する定款の定め及び取締役会を設置する 旨の定款の定めを廃止する決議を行い、取締役の人数を2名とする定款の定めを新設する決議等を行っ た。当該定款変更の効力発生により、A、BおよびCの任期は満了した。その後、AおよびBは同株主 総会によって取締役に再度選任された。しかし、Cは取締役候補者ではなく、取締役として選任されな かった。

(2024年2月25日実施) 試験科目:法律科目試験・商法

配点:100点

(問題紙)

以下の文章を読んで、設問に答えなさい。

Y株式会社は、令和5年3月開催の定時株主総会において、利益処分案の承認、取締役・監査役の選任及び 退職慰労金支払い等の決議を行った。その際、Y社は、原告 Xを含む株主からあらかじめ提出を受けた質問 状について、会議の目的たる事項に関係のないもの、抽象的なもの、意味不明なものを除き、質問を整理分類 して明らかにした項目ごとに説明回答した。また、Xは総会の最中にも、会議の目的に関しない事項につき質 問をした。

Y 社の株主である X は、(1)取締役による一括回答は、誰がどのような質問をしているのかを明らかにしない一方的説明で、(2)X の質問状に記載された事項を説明していない、(3)総会当日における X の質問に対し 説明しなかったことは、法令違反であるなどと主張し、株主総会決議の取消訴訟を提起した。

設問 Xの主張が認められるかについて検討しなさい。

÷.

(2023年7月8日実施) 試験科目:法律科目試験・刑法

配点:100点

(問題紙)

以下の文章を読み、設問に答えなさい。

1. 愛知県名古屋市に住む派遣社員である甲(=38歳女性)は、実の母親A(=75歳女性)が要介護者であったことから、帰宅後も介護をしなければならず、悲愴な毎日を送っていた。Aは、2015年4月6日に脳 溢血で倒れ左半身不随となっていたが、最近ではさらに重度の認知症を併発していた。なお、2015年4 月6日の時点で甲の父親は他界しており、甲には兄弟はいなかった。

2. 疲労困憊していた甲の唯一の日課は名曲喫茶「N」に赴くことであった。2017年4月4日、甲は音 楽大学の専任講師であった乙(=32歳男性)と出会った。甲は、名曲喫茶「N」で乙と話をしたが、乙が新 進気鋭の作曲家であり、海外の有名な音楽大学に留学をする予定であること、2016年に音楽賞を受賞し たこと等を乙から聞いた。お互い独身であった甲と乙とは意気投合し、次第に恋仲になっていった。

3. 2017 年 10 月 26 日、甲は乙から渡米する旨の話を聞いた。甲は乙に別れ話をしたが、乙はこれを拒 否し、さらには「あんな母さん捨てちまえよ。俺と一緒にアメリカで楽しく暮らそうぜ。介護で大変だ ったんだから、君はこれ以上嫌な思いはしなくていいさ。俺も手伝うからさ」と言った。甲は、乙の考 えを聞くうちに、この際、A を比較的安全な場所に捨てて、さしあたり乙と関東に引っ越してその後渡 米するのも良いと考えるようになった。甲と乙は話し合い、翌日午前 11 時頃に A を山奥の登山道に捨て ることにした。

4. 2017 年 10 月 27 日午前 10 時頃、乙は、A を抱きかかえて甲の運転する自家用車に収容し、乙自ら も同車助手席に乗車し、甲は同車を運転して、山奥の登山道付近まで辿り着いた。同日午前 11 時頃、助 手席に乗っていた乙は A を再び抱きかかえ、公道から約 50 メートル入った当該登山道に A を捨てた。 甲は公道上に停車した同車の運転席で乙が戻ってくるのを待っていたが、戻ってきた乙から全て首尾よ くいったことを聞いた。甲と乙は「あの登山道は頻繁に登山者が通るので、十中八九 A は救助されるだ ろう」と考えて、そのまま関東へと向かった。

5. 2017 年 10 月 27 日の午後 5 時頃、A は登山者の丙(=51 歳男性)により救助され、丙の自家用車に収 容されたが、同日午後 6 時半頃、丙は運転操作を誤って当該自家用車ごと崖下に転落し、A は丙ともど も同日午後 7 時頃死亡した。

設問1 甲の罪責を論じなさい。

設問Ⅱ 乙の罪責を論じなさい。

(2023年10月7日実施) 試験科目:法律科目試験・刑法

配点:100点

(問題紙)

以下の文章を読み、設問に答えなさい。

- 1. XとYは、深夜一人歩きの女性を狙って「ひったくり」をしようと考え、マンションや住宅が密 集している付近の公道の暗闇に隠れて女性を物色していたところ、偶然にその場をかなり酔っ払 った状態の女性Aが通りかかった。
- 2. 人通りも多い場所なので、Y はあたりの見張りを兼ねて犯行後直ぐに逃亡するために自動車の中で待機していた。X はそれほど体力に自信があるわけではなかったので、「いい鴨がやってきた」と思い、A に気づかれないように背後から首の周りに腕を回してひきつけ、ショルダーバッグの鎖の部分を引っ張り、地面に両膝を付いた A を 8 メートルほど引きずるなどしたが、意外にも A は力が強く、酔いも手伝い強く抵抗したのでなかなかバッグを奪い取ることができなかった。
- 3. X はなおもバッグを奪おうと引っ張ったが、A の絶叫と両膝からかなりの出血があることに愕然 としてショルダーバッグを奪い取ることをあきらめた。
- Xは「悪かった」といってその場を立ち去ろうとすると、AはXに「どうしてこんなことをするの」などと問いかけ、その後二人で立ち寄った近くの公園で身の上話をするなど親しく話し合ったりした。
- 5. Yは、Xがなかなか戻ってこないので様子を見に来たが、XとAが親しく話し合っている様子を 見つけ、拍子抜けしてそのまま立ち去った。

設問 I Xの罪責を論じなさい。

設問Ⅱ Yの罪責を論じなさい。

(2024年2月24日実施) 試験科目:法律科目試験・刑法 配点:100点

(問題紙)

以下の文章を読み、設問に答えなさい。

- 1. X は A 県立高校の 3 年に在学する学生であった。X は志望する A 県立大学の入学試験を受験す る予定であったが、自分が受験しても合格する自信がなかった。
- 2. そこで、A県立大学1年に在学する兄Yに自分の代わりに受験をしてくれるように懇願した。X は「自分たち二人は双子のような容姿なので、誰も見破れない」とYを説得したところ、YはX の依頼を承諾した。
- 3. 入学試験の当日、Yは、答案に X の受験番号と氏名を記入したうえで、答案を作成し、提出した。
- 4. XとYの父親Zは私立大学学長の職にあったが、Xの入学試験のことを心配していた。Zは、X がYに「替え玉受験」を依頼していることを全く知らなかった。
- 5. Zは、大学の後輩にあたる旧知のA県立大学のB教授にXの入学試験の答案の採点に際して便 宜を図ってくれるように依頼した。B教授はこれまで世話になった Zからの依頼を無下に断る ことはできなかったので、Zの依頼を承諾した。答案採点の責任者であった Bは、答案を確認 した結果、Yが作成した X名義の答案は合格点に達していたので、点数を操作する必要はなか った。Xは、入学試験に合格し、A県立大学に入学した。
- 6. X が入学した後、Z から御礼として、B に 10 万円の商品券が送られてきたが、B は受け取らず に、Z に送り返した。

設問I Yの罪責を論じなさい。

設問Ⅱ Xの罪責を論じなさい。

設問Ⅲ Zの罪責を論じなさい。

発行:南山大学入試課 名古屋市昭和区山里町18番地

Phone : (052)832-3119 F a x : (052)832-3592 E-mail : ml-grad@nanzan-u.ac.jp URL : https://www.nanzan-u.ac.jp/